

## 当法人の名誉権を侵害する虚偽事実内容の違法な論評をインターネットに掲載した投稿者の「謝罪文」と、東京地方裁判所の決定について

### 公益財団法人生長の家社会事業団

令和4年3月11日、インターネット上の電子掲示板に、則天去私と称する匿名の投稿者により当法人に関して真実と相違した内容が公然と掲載され、当法人の名誉権が侵害される事件が生じました。

このため、当法人は、やむなく法的救済を求めて、東京地方裁判所にプロバイダ（インターネット接続事業者）を相手方として「発信者情報開示命令申立」を提訴しましたところ、令和5年3月8日、同裁判所は、「本件投稿は、…申立人（注、当法人）の社会的評価を低下させる。また、同記事には問題がないとの、前提事実の重要部分は反真実である。よって、申立人の権利が侵害されたこと（名誉棄損）が明らかである」と認定して、プロバイダに発信者情報開示を命じる決定を下し、当法人の勝訴が確定しました。

（東京地方裁判所令和4年（発チ）第313号事件決定）

この裁判所決定を受けて、投稿者本人と円満に解決するため、「訴えの提訴前の和解（即決和解）」を申し立てましたところ、投稿者は、本件投稿により当法人の名誉権を侵害する虚偽事実内容の違法な論評を投稿し多大の迷惑をかけたことを謝罪し、当該投稿の撤回と削除及び損害賠償の金銭給付等を裁判所に約束しましたので、令和6年10月9日、本件和解が、円満に成立しました。

つきましては、本件和解条項第2項に基づき、当法人の公式ホームページに、投稿者本人の「謝罪文」を、以下のとおり掲載します。また、【参考】として、上記東京地方裁判所の「決定」を併せて掲載します。

## 謝 罪 文

私こと、則天去私を名乗る投稿者は、LINE株式会社が管理運営等するインターネットのウェブサイト「Livedoor Blog」に設置された「則天去私」と称するブログ上に2022年3月11日午前9時33分36秒に「今回の『社会事業団』による阪田先生に対する訴訟は『スラップ訴訟』である」と題した投稿によって、公益財団法人生長の家社会事業団の名誉権を侵害する虚偽事実内容の違法な論評を投稿し多大のご迷惑をおかけしたことを謝罪致します。

当該投稿は撤回し、削除を致します。

令和6年10月9日 投稿者名 則天去私

# 【参考】

令和4年（発チ）第313号 発信者情報開示命令申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 5
- 1 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
  - 2 手続費用は各自の負担とする。

理由の要旨

10

1 本件は、申立人が、別紙投稿記事目録記載の記事（以下「本件投稿」という。）の投稿により自己の権利を侵害されたとして、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）5条1項に基づき、相手方に対して別紙発信者情報目録記載の各情報の開示命令を求める事案である。

2 本件申立ては相当と認められる。

15

一件記録によれば、本件投稿は、阪田成一が執筆した記事について申立人が阪田成一に対して訴訟を提訴して損害賠償を求めたことにつき、同記事には問題がないこと等を前提事実として摘示した上、同訴訟が、反社会的な威圧訴訟、批判的言論威嚇目的訴訟（スラップ訴訟）に当たると意見論評するものであり、申立人の社会的評価を低下させる。また、同記事には問題がないとの、前提事実の重要部分は反真実である。よって、申立人の権利が侵害されたこと（名誉棄損）が

20

明らかである。

令和5年3月8日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 林 まな



当 事 者 目 録

〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1  
申立人 公益財団法人生長の家社会事業団  
同代表者代表理事 久 保 文 剛

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-2 桜ビル8階  
内田智法律事務所（送達場所）  
申立人代理人弁護士 内 田 智  
電話 03（5357）1401  
FAX 03（5357）1402

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
相手方 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社  
同代表者代表取締役 楠 木 健

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番29号虎ノ門産業ビル5階  
本郷綜合法律事務所（送達場所）  
相手方手続代理人 弁護士 五 島 丈 裕

## 発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の投稿記事に用いられた、同目録記載のIPアドレスを同目録記載の投稿日時頃に使用した契約者に関する情報であって次に掲げるもの

- 1 氏名または名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス

以上

## 投 稿 記 事 目 録

閲覧用URL	<a href="http://tecnopla1011.blog.jp/archives/86119600.html">http://tecnopla1011.blog.jp/archives/86119600.html</a>
ブログ名	則天去私
標題	今回の「社会事業団」による阪田先生に対する訴訟は「スラップ訴訟」である。
投稿日時	2022/03/11 09:33:36
IPアドレス	153.197.129.117

これは正本である。

令和5年3月8日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 香取紀子

